

役員報酬等の支給基準（案）について

1 法定の手続き

役員報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければならない。

市長は、届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は支給基準決定の原則に照らして適正なものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる。

【地方独立行政法人法】

第48条

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第3項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

<手続きフロー>

- ① 法人が役員報酬等の基準を定める。
- ② 法人は、支給基準を設立団体の長に届け出る。
- ③ 設立団体の長は、その支給基準を評価委員会に通知する。
- ④ 評価委員会は、支給基準が地独法に定める役員報酬等の決定の原則に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に意見を申し出ることができる。

① 支給基準の策定



2 支給基準決定の原則

役員報酬等の支給基準は、北九州市職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

【地方独立行政法人法】

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の実績が考慮されるものでなければならない。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

3 役員構成

法人の役員は、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内。

【地方独立行政法人北九州市立病院機構定款】

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

4 支給基準（案）

(1) 常勤役員

区分	説明
報酬月額	報酬月額及び業績手当の合計額が、次の報酬額を超えない範囲で決定 理事長 年額1,670万円以内 副理事長 年額1,500万円以内 理事 年額1,420万円以内
業績手当	報酬月額×年間3.2月（6月、12月に各1.6月分） ※ 年額上限の規定にかかわらず、業績評価の結果等に応じて100分の20の範囲内で増減可
通勤手当	職員の通勤手当に準じて支給
退職手当	報酬月額×1000分の84×在職月数

※ 法人職員を兼務する役員は、役員としての報酬月額、業績手当、退職手当は支給しない
（職員給与規程、職員退職手当規程を適用）

(2) 非常勤役員

区分	説明
非常勤役員手当	日額3万円以内で決定

〔参考〕 政令市独法病院及び公立大学法人北九州市立大学の役員報酬

区分	常勤役員（年額）			非常勤役員	
	理事長	副理事長	理事	非常勤役員	監事
静岡市	2,000万円	医師 1,800万円 医師以外 1,040万円	960万円	日額3万円	
京都市	1,900万円以内	（規定なし）	医師 1,800万円以内 医師以外1,400万円以内	日額3万円	月額5万円
大阪市	2,000万円以内	1,500万円以内	1,200万円以内	日額4万円	
堺市	1,800万円以内	1,650万円以内	1,200万円以内	日額3万円	月額5万円
神戸市	1,873万円以内	1,873万円以内	1,873万円以内	日額3万円	
岡山市	1,656万円	1,261万円	1,161万円	日額3万円	
広島市	1,900万円以内	1,900万円以内	1,900万円以内	日額3万円	
福岡市	1,549万円	1,394万円	1,130万円	日額3万円	
北九大	1,670万円以内	1,635万円以内	1,420万円以内	日額3万円	

5 役員報酬規程・役員退職手当規程（案）

別紙1 地方独立行政法人北九州市立病院機構役員報酬規程（案）

別紙2 地方独立行政法人北九州市立病院機構役員退職手当規程（案）

地方独立行政法人北九州市立病院機構役員報酬規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、常勤の役員については報酬月額、業績手当及び通勤手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程（平成31年地方独立行政法人北九州市立病院機構規程第〇号。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼務する役員には、役員報酬は支給しない。

3 常勤の役員に対する報酬月額は、報酬月額と業績手当の年間合計額が、別表に掲げる役員の区分に応じた報酬額を超えない範囲内において、理事長が定める。

4 非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、月額30,000円以内で理事長が定める。

（業績手当）

第3条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤の役員（それぞれの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者を含む。）に対して支給する。

2 業績手当の額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額に、それぞれ100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 業績手当の額を定めるにあたっては、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会が行う業績の評価の結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前条第3項の規定にかかわらず、前項の規定による業績手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

（通勤手当）

第4条 通勤手当の額及び支給方法は、職員の例による。

（旅費）

第5条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、職員の例による。

（支給日）

第6条 常勤の役員報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、理事長が別に定める。

(日割計算)

第7条 新たに常勤の役員になった者には、その日から報酬月額を支給する。

2 常勤の役員が退職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬月額を支給する。

3 前2項の規定により報酬月額を支給する場合における日割計算の方法は、職員の例による。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員報酬の支給等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

役員区分	報酬額
理事長	16,700,000円以内
副理事長	15,000,000円以内
理事	14,200,000円以内

地方独立行政法人北九州市立病院機構役員退職手当規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（非常勤である者を除く。以下「役員」という。）の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の額）

第2条 役員が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の次項に規定する退職手当基礎月額（以下「退職手当基礎月額」という。）に在職期間1月につき、1000分の84の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条第4項後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの退職手当基礎月額に1000分の84の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 退職手当基礎月額については、当該役員の退職の日における地方独立行政法人北九州市立病院機構役員報酬規程（平成31年地方独立行政法人北九州市立病院機構規程第0号）第2条第3項に基づいて定められた報酬月額とする。

3 役員が地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程（平成31年地方独立行政法人北九州市立病院機構規程第0号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼務する場合は、前2項の規定にかかわらず役員の退職手当は支給しない。

（解任の場合の支給制限）

第3条 役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項に基づき解任された場合は、前条の退職手当を減額し、又は支給しないことができる。

（在職期間の計算）

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算は、役員としての引き続きいた在職期間を任命の日から起算して計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月とみなして計算するものとする。

2 第2条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない役職別期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

3 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（在職期間の通算）

第5条 次の各号に該当する場合については、引き続きいた在職期間のうち当該各号に定める期間を、前条第1項に規定する役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

（1）法人の職員であるものが役員となるために退職（定年退職を除く。）し、引き続き役員となった場合 職員の期間及び地方独立行政法人北九州市立病院機構職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）により職員としての引き続きいた在職期間とみなされる期間

- (2) 北九州市と法人の間で行われる人事交流等（以下「人事交流等」という。）により北九州市の職員から引き続き法人の役員となった場合 北九州市の職員の期間及び北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第25号）により北九州市の職員としての引き続き在職期間とみなされる期間
- (3) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める期間

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

第6条 職員の在職期間を有する役員が、その在職期間の全部又は一部について、すでに退職手当を受けているときは、前条の規定にかかわらず、当該退職手当の算定の基礎となった在職期間は、第4条第1項の在職期間には含まないものとする。

- 2 前条の場合における当該役員の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、理事長が別に定める額に、役員としての引き続き在職期間を職員退職手当規程第〇条に規定する在職期間とみなして、職員退職手当規程に規定する支給率を乗じて得た額とする。

（退職手当の支給制限）

第7条 次の各号に掲げる場合については、退職手当を支給しない。

- (1) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び役員となった場合
- (2) 役員が職員となるために退職した場合において、引き続き職員となった場合
- (3) 役員が人事交流等により引き続き北九州市の職員となった場合において、北九州市の退職手当に関する規定により、役員の期間を北九州市の職員としての引き続き在職期間とみなされる場合

（退職手当の不支給等）

第8条 役員が退職手当の受給を辞退する旨の申出をした場合又は理事長が別に定める場合にあつては、退職手当を支給しないことができる。

（退職手当の支給等）

第9条 役員の退職手当の支給その他退職手当に関する事項については、この規程に定めがあるものを除くほか、職員退職手当規程の規定を準用する。

- 2 その他この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。